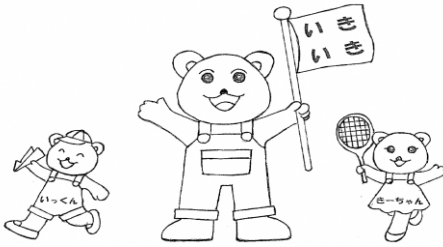


枚方子どもいきいき広場



運営マニュアル（案）

令和8年度

1. 参加児童の把握について

参加児童については、月間プログラムに付いている「参加カード」の提出により把握（事前申込制）していただきます。

《基本的には、次の手順で行ってください》

①月間プログラム（別に定める様式を基本・参考として、実施団体が作成）は、活動月の前月初旬に作成し、全児童への配布及び参加カードの回収については小学校が実施。

※印刷作業は、原則として実施団体が行うこととします。

印刷は学校の印刷機器を借用し、印刷に必要な消耗品（インク、用紙等）は実施団体が用意してください。

※月間プログラム・参加カードの配布を月ごとではなく、数か月分をまとめて行うこともできますが、あらかじめ学校と相談してください。

※「いきいき広場」の事業運営には、学校との連携や協力関係が大切です。そのため、担当課（学校教育部 放課後子ども課）から、学校に事業への協力をお願いしています。

②児童は参加カードを学校（各クラスの担任）に提出。学校は、回収した参加カードを「いきいき広場」用の連絡箱に投函。（QRコード等を活用して、申し込みをしている団体もあり）

③実施団体は、参加カードを集約・確認し、参加者名や人数を把握

※参加費を徴収する場合、児童は当日に参加費を持参

※実施日当日、参加カードの事前提出がない児童が来た場合であっても、プログラムの内容及び安全管理面で対応が可能で、かつ、その時点で参加カード（緊急連絡先等）を確認できる場合は受入れできるものとします。

2. 児童が「いきいき広場」に参加するまでの流れ

①前月に小学校で配布される月間プログラムにより開催日・時間帯・内容・場所等を確認し、参加したいプログラムを決める。

②月間プログラムにある参加カードに記入し、定められた期日までに小学校に提出。(担任の先生に提出・専用 BOX に提出等)

③当日、集合時間に合わせて参加する。(参加費がいる場合は持参)

3. 活動当日の流れについて

- ◎あらかじめ、参加児童を把握。
- ◎参加者（児童・サポーター）の出欠確認。受付簿に「名前」・「クラス」・「来た時間」を書いてもらう。
- ◎活動終了後は、後片付け、清掃を行う。
- ◎参加者に「帰る時間」を書いてもらう。
- ◎校内に参加者が残っていないかを確認し、終了とする。
- 《その他》
- ◎けがや事故が起きた場合は、保護者に連絡するとともに、応急手当を行う。また、事故状況調書を作成する。
- ◎学校施設・備品に破損があった場合、速やかに学校に報告する。
- ※本年度の「いきいき広場実施団体」が使用していた教材等は、次年度の「いきいき広場実施団体」に引き継がれます。次年度の実施団体は、保管場所等については、事前に学校と調整してください。

※障害のある児童の参加については、保護者に安全確保の観点から、保護者等による介添えをお願いしています。なお、保護者が「障害のある児童サポーター」の配置について相談に来られた場合は、対応を協議してください。

4. けが・事故等発生時の対応(流れ)について

- ①児童がけがをした時は、けがの具合を確認し、保護者に連絡するとともに、応急手当を行う。
※必要に応じて、救急車を呼ぶ、あるいは病院に搬送する など措置を講じてください。
- ②保護者に状況を説明し、迎えに来てもらうなどの対応を相談する。
- ③救急車を呼ぶほどではないが、緊急のため、子どもをタクシーで病院へ連れて行った場合のタクシー代は、補助金から支出する(この場合、必ず領収書をもらい、収支報告に計上)。
- ④子どもが体調不良を訴え、病院へ連れていくほどではないように見受けられた場合は、学校施設管理人等に連絡し、保健室等で休ませて様子を見るとともに、保護者に連絡し、迎えに来てもらうようにする。

5. けが・事故等の補償について

事業実施中に起こったけが・事故等について、実施団体の責任は保険の範囲内です。その旨、保護者には、担当課(放課後子ども課)から文書や情報紙にて周知します。

なお、けが・事故等が発生した場合、適用される保険の概要等は次のとおりです。

- 保険概要:「枚方子どもいきいき広場活動災害補償保険」に市が一括して加入します(保険料は市が負担します)。

※学校の保険(スポーツ振興センター災害共済給付)は適用されません。

※「いきいき広場」活動中は、校区コミュニティ協議会が加入している市民公益活動災害補償保険(担当:市民活動課)は適用されません。

※コーディネーターに対しても、一律、補償内容の同じ「枚方子どもいきいき広場コーディネーター災害補償保険」に加入します。

- 保険対象者:活動に参加している児童(校区に住む小学1年から6年生)、保護者、実施団体の構成員(サポーターなど)、幼児(活動参加者に限る)

- 補償内容:通院=2,000 円/日(90 日限度)

入院=3,000 円/日(180 日限度)

死亡=200 万円

- 特定疾病(熱中症、細菌性食中毒等)の補償内容:通院日額 2,000 円/日

入院日額 3,000 円/日

※加入の保険は傷害保険のため、特定疾病については特約扱いとなり、補償額は傷害事故の1/10の金額となりますので、ご了承ください。

※上記の他、手術、後遺障害の補償もあります。

※通院、入院とも初日から適用となります。

※「いきいき広場」への行き帰りも対象となりますが、学校へ行く途中や帰宅途中に、公園等へ寄り道をしてけがをした場合は、保険の対象とはなりません。参加にあたっては、学校で定められた通学路で行き帰りをするよう、呼びかけてください。

※「いきいき広場」への行き帰りにおいて、児童の自転車の利用は禁止しています。例えば、活動終了後の帰宅途中に自転車で転んだ等で事故・けがをした場合は、保険適用の対象になりません。

※車で送り迎えにおける事故・けがについても、保険適用の対象とはなりません。なお、車の校内への乗り入れは禁止しています。

6. 保険請求の手続きについて

①実施団体は、所定の事故状況調書を事故当日に作成し、放課後子ども課にFAXまたはメールで送信し、直近の平日開庁時間内に、放課後子ども課(土曜日の場合はアドバイザーの緊急連絡の電話番号)まで電話で連絡してください。

※事故の現認者⇒実施団体の構成員

※軽症であっても保険請求の手続きを行う場合が考えられますので、判断に迷う場合は、念のため事故状況調書を作成してください。

②学校で定められた通学路で、帰宅途中にけがをした場合、翌週に、保護者が学校に置いてある事故状況調書に記入し、同調書を放課後子ども課まで届けてください。

※事故の現認者⇒保護者

※必要に応じて、実施団体から保護者へ連絡を取り合っていただくことがあります。

③実施団体は、事故当日の受付名簿(写し)を、放課後子ども課に学校連絡便にて提出してください。

④放課後子ども課から保険会社に事故状況調書と受付名簿を提出します。

⑤保険会社から保険請求者本人に必要書類等が送付されます。

⑥保険金請求手続きに関しては、保険請求者本人から直接、保険会社に申請していただきます。

【賠償責任保険】

◎活動参加者の人身事故等に対し、実施団体の代表者やコーディネーター、サポーター等に法律上の責任がある場合は、1人3千万円、1事故3億円、財物に対して、1事故1,000万円を限度に補償されます(免責なし)。

◎活動中の事故やケガによる児童への対応や保護者への連絡・保険請求等の手続きについては、実施団体による対応となりますが、実施団体と保護者との間で訴訟となるような大事故等が発生した場合は、放課後子ども課が実施団体と共に対応します。なお、賠償責任保険には弁護士によるサポート体制(示談交渉・調停など)も含まれています。

7. 夏場の対応について

プールの利用について

プールの利用は、重大な事故につながる可能性が高いので、「枚方子どもいきいき広場」においては、実施プログラムとすることはできません。

但し、次の基準のすべてを満たす場合は実施を認めることとします。その際は、事前に放課後子ども課まで別に定める「実施計画書」を提出してください(実施団体は控えを保管すること)。

1.救急法を受講したサポーター・保護者等の協力が得られるとともに、実施団体としての安全管理体制が十分確保されること。

2. 小学校の協力(水質検査、機械の操作、鍵の管理等)が得られること。
3. 障害のある児童の受入れについては、原則保護者が同伴すること。保護者が同伴できない場合は、サポーターを必ず付けるとともに、事前に保護者と実施団体の間で十分な話し合いを行うこと。
4. 落雷や竜巻・突風・急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気急変時の場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講じること。

お弁当の保管場所について

午前から午後にかけて活動を行う際で、児童が弁当を持参する場合は、衛生面を考慮して、エアコンが設置されている使用教室内など、適切な場所で保管してください。なお、小学校の牛乳保冷庫を借用する際は、実施団体から学校に依頼し、許可を得てください。

【牛乳保冷庫を借用する場合】

①借用期間

夏休み期間中の枚方子どもいきいき広場実施日

②学校へ依頼する内容と当日の流れ

- ◎実施日前の金曜日に牛乳保冷庫の電源を切らないように依頼する。
- ◎コーディネーターが、土曜日の朝(活動実施日の朝)に、宿日直代行員または学校施設管理人から鍵を借用する。
- ◎コーディネーターが、鍵の管理を行い、調理場へ入室する。
- ◎コーディネーターが、牛乳保冷庫使用后、電源を切り、施錠を行い、宿日直代行員または学校施設管理人に鍵を返却する。

他の手段が必要な場合は、放課後子ども課まで連絡してください。対応いたします。

熱中症対策について

参加児童の体調の把握に努めるとともに、熱中症予防対策温湿度計を参考に、屋外から屋内活動への切り替え、あるいは活動の自粛の判断を行ってください。屋内活動であっても、定期的に水分補給の時間を設けてください。実施団体の救急用品として、経口補水液や瞬間冷却剤の準備をお願いします。また、児童に熱中症が疑われる事例が発生した場合には、速やかに安静を確保し、事故・ケガ発生時に準じて対応してください。

8. インフルエンザ等、台風接近時、地震時等の対応について

【インフルエンザ等の発生時の対応について】

■枚方子どもいきいき広場の実施日が、インフルエンザ等で学級閉鎖・学年閉鎖の期間中の場合は、感染拡大防止等の観点から、その学級・学年に在籍する児童は「いきいき広場」に参加できません。また、インフルエンザ等の罹患児童の兄弟姉妹も参加できません。実施日の前日までに閉鎖が解けた場合は、参加できます。

なお、実施日がインフルエンザ等の原因による臨時休校の期間となる場合は、「いきいき広場」の活動は中止となります。

【台風接近時等の対応について】

(1) 「いきいき広場」実施中に、枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報が発表された場合の対応

台風接近等により、枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報または洪水警報が発表された場合は、発表時点より「いきいき広場」を中止してください。また、児童の安全確保のため、保護者に連絡して、迎えに来てもらってください。

その後の活動時間内に警報が解除されても、その日の活動は中止です。

(2) 「いきいき広場」実施前、に枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報が発表された場合の対応

いきいき広場当日の午前7時現在、枚方市に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報または洪水警報が発表されているときは、活動を中止してください。また、午前7時以降、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報が発表された場合も活動を中止してください。その後の活動時間内に警報が解除されても、その日の活動は中止です。

事前に活動を中止とする場合は、その旨を学校に連絡してください。

※活動すべきか判断に迷った際は、放課後子ども課までご連絡ください。

※活動を中止した場合は、被害状況や対応内容などについて、放課後子ども課までご連絡ください。

【連絡先】 枚方市教育委員会 放課後子ども課

平日	050-7105-8202
土曜日専用	080-9476-3875

【地震発生時の対応について】

(1) 地震発生初期の対応

- 教室にいる場合は机の下にもぐるなど体を隠して待機し、揺れがおさまった後に建物の倒壊の恐れがある場合は、児童を運動場などの広い場所に避難させてください。
- 運動場にいる場合は、周囲の安全を確認の上、児童を運動場で待機させてください。

(2) 避難場所での児童の状況確認

人数を確認し、けが人がいないかを確認してください。けがの状況によっては、救急車を呼ぶなどの対応をお願いします。

(3) 「いきいき広場」実施中に枚方市域に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応

- すぐに活動を中止してください。
- 登校した児童の安全確保のため、保護者に連絡し、迎えに来てもらってください。但し、被害が甚大なときは連絡が取れない場合もあるので、その際は、安全な場所で待機させてください。

(4) 「いきいき広場」当日実施前に枚方市域に震度5弱以上の地震が発生した場合の対応

「いきいき広場」当日で、開始時刻までに枚方市域において震度5弱以上の地震が発生した場合も活動を中止してください。また、中止の旨を学校へ連絡してください。

※枚方市域で震度4以下の地震が発生した際においても、活動すべきか判断に迷った場合は、放課後子ども課までご連絡ください。

※活動を中止した場合は、被害状況や対応内容などについて、放課後子ども課までご連絡ください。

【連絡先】 枚方市教育委員会 放課後子ども課

平日	050-7105-8202
土曜日専用	080-9476-3875

【参考】緊急地震速報について

緊急地震速報とは、最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、震度4以上が予想される地域に対して、揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く発信される情報のことです。テレビ・ラジオのほか、携帯電話・スマートフォンに対し、報知音とともに発表されます。

9. 実施団体からの相談窓口について

「いきいき広場」の開催時の土曜日には、アドバイザー（放課後子ども課から派遣）が適宜、各校区の巡回に努めますので、その際に運営上の相談を受けます。また、アドバイザーが土曜日の緊急連絡も受けます。

なお、平日の9時～17時30分の時間帯（開庁時間内）においては、放課後子ども課でも担当者が相談をお受けします。

枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課
〒573-1159 枚方市車塚1丁目1-1 輝きプラザきらら4階
《TEL》050-7105-8201 《FAX》072-867-8131
《携帯電話（土曜日専用）》080-9476-3875
《枚方いきいき広場専用Eメールアドレス》
ikiikihiroba@city.hirakata.osaka.jp